

## 優秀な教職員の表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会表彰規程（昭和27年埼玉県教育委員会規則第9号）第2条第2号に基づき、優秀な教職員の表彰（以下「表彰」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部門)

第2条 表彰の部門は、「埼玉県はつらつ教職員表彰部門」「埼玉県れんたつ教職員表彰部門」とする。

(定義)

第3条 この要綱において「教職員」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、助教諭、養護助教諭、事務職員（事務局長、事務局次長、事務部長、事務室長及び事務長を除く。）、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員及び技能職員
- 二 市（さいたま市を除く。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、事務職員及び学校栄養職員
- 三 市（さいたま市を除く。）町村立の高等学校で学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に規定する定時制の課程の授業を担当する教諭及び助教諭

(被表彰者)

第4条 被表彰者は、次に掲げる者をいう。

- 一 埼玉県はつらつ教職員表彰部門は、表彰年度の4月1日時点において50歳未満で、第5条の表彰の基準を満たす者
- 二 埼玉県れんたつ教職員表彰部門は、表彰年度の4月1日時点において50歳以上で、第5条の表彰の基準を満たし、かつ他の教職員の模範となる実績が顕著である者

(表彰の基準)

第5条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する教職員について行う。

- 一 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の分野において、卓越した指導力を発揮し、児童生徒の能力を最大限に伸ばす上で著しい効果を上げている者
- 二 生徒指導の分野において、卓越した指導力を発揮し、児童生徒が自分自身にとって最も適切な行動を自己の責任において選択し、及び実行する力を身に付けさせる上で著しい効果を上げている者
- 三 進路指導の分野において、卓越した指導力を発揮し、生徒が自分自身の生き方を考え、自己の責任において進路を選択し、及び決定する力を身に付けさせる上で著しい効果を上げている者
- 四 保健教育、保健管理、個別指導及び保健室経営の分野において、児童生徒の心身の発達を促す上で著しい効果を上げている者
- 五 校務分掌、学年経営及び学級経営の分野において、学校の教育課題に積極的に取り組み、学校教育目標の具現化のために著しい効果を上げている者
- 六 地域との協働の推進、学校事務の機能強化など学校運営の改善において、特に顕著な成果を上げている者
- 七 その他学校教育に関して他の教職員の模範となる実績を上げている者

(表彰する教職員の決定)

第6条 埼玉県教育委員会は、第3条第1号に規定する教職員にあっては当該教職員が所属する学校の校長の、同条第2号及び第3号に規定する教職員にあっては当該教職員が所属する学校が存する市町村の教育委員会教育長の推薦した者の中から表彰する教職員を決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、埼玉県教育委員会が表彰状を授与して行う。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、毎年一回定期に行う。ただし、埼玉県教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に表彰することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に埼玉県教育委員会教育長が定める。

附 則  
この要綱は、平成18年6月20日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成19年5月 2日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成23年9月13日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成25年1月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年4月27日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。